

令和8年度第1回八千代市地域包括支援センター運営協議会 会議録

1 開催日時 令和8年6月23日（火） 14：00～15：30

2 開催場所 八千代市上下水道局2階 大会議室

3 議題

協議事項

（1）令和10年度以降の地域包括支援センターの設置数及び配置人数について（資料①）

（2）令和10年度以降の委託に係る参加資格要件等の緩和について（資料②）

（3）地域包括支援センターの開所時間等の変更について（資料③）

4 出席者名簿

＜委員＞ 計10名（敬称略）

板垣会長，澁江委員，佐藤（俊）委員，渡部委員，中山委員，安藤委員，白濱委員，中村委員，佐藤（孝）委員，松本委員

＜事務局＞

足谷副主幹，下田副主幹（長寿支援課）

斉藤課長，渡邊副主幹，品川主査，甲木主査，藤村主査（福祉総合相談課）

5 公開又は非公開の別 公開

6 傍聴者数 0名（定員5名）

7 会議内容 以下のとおり

○事務局（斉藤福祉総合相談課長）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和8年度第1回八千代市地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。本日司会を務めます、福祉総合相談課長の斉藤と申します。よろしくお願いいたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいなかお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本会議は「八千代市審議会等の会議の公開に関する要領」第4条の規定により、会議を開くとともに、会議録作成のため、会議の状況を録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、本日、傍聴希望の方はいらっしゃいませんでした。

ご発言される際は、マイクをお回ししますので、挙手をお願いいたします。

それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

（資料確認省略）

続きまして、委員紹介になりますが、今回、初めて協議会に参加される方のみ、ご紹介をさせていただきます。八千代市介護サービス事業者協議会より、山藤委員の後任といたしまして、安藤仁子（あんどうさとこ）委員です。

○安藤委員

介護サービス事業者協議会の安藤です。どうぞよろしくお願い致します。

○事務局（斉藤福祉総合相談課長）

ありがとうございました。続きまして、事務局職員の紹介を致します。

（事務局職員紹介省略）

また、本日、渡部委員におかれましては、所用により、14時40分頃に退席される旨のご報告をいただいておりますので、ご承知おきください。

それでは、会議に入らせていただきます。板垣会長、議事の進行をお願いいたします。

○板垣会長

それでは、ただいまより議事に入ります。

ただいまの出席委員は10名でございます。定足数に達しておりますので、本会議が成立していることをご報告申し上げます。それでは、次第に沿いまして進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

協議事項1「令和10年度以降の地域包括支援センターの設置数及び配置人数について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（品川主査）

福祉総合相談課の品川と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。資料1をお手元にご用意いただければと思います。

協議事項1では、地域包括支援センターの設置数、配置人数についての事務局案を提案させていただきます。令和6年度、令和7年度の協議会でも取り上げて、委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、事務局内で協議し、また、現在の受託法人の管理者などとも意見を取り交わしながら、案をつくりました。

今回、このセンター運協において、センター設置数と配置人数を決めていくことになりますが、これを次期の介護保険事業計画に定めることで、令和10年度以降の委託に向けた仕様を固めていくことになります。

このあとに説明しますが、センター数や職員数が増えるということは、その分、委託料の総額、予算額も増加することを意味します。地域包括支援センターは、介護保険の事業ですので、これらが増額されるということは、市民の皆様が納める介護保険料にも影響が出てきます。そのため、適切なセンター設置、職員配置となっているかを協議いただくものです。

今回の事務局提案としては「日常生活圏域は現状の7つを維持しつつ、八千代台圏域においては、センターの担当エリアを「東南西」と「西北」に分け、それぞれ、仮称ですが、八千代台東南地域包括支援センター、八千代台西北地域包括支援センターを設置する。」といったものです。そのうえで、圏域毎の高齢者人口等にあわせて、職員を適切に配置します。

この資料の真ん中に記載してありますが、センターについては1つ増えて、市内7センターになります。圏域は現状と変わらず、こちらも7圏域です。

職員配置については、少しわかりにくい資料になってしまいましたが、例えば勝田台でいえば、常勤、一部常勤換算可として6人分の職員を配置してくださいということになります。そのうえで、地域包括支援センターの中で、総合相談であったり、虐待対応であったりの業務を行う職員を4.5人。SCというのは生活支援コーディネーターの略で、生活支援や介護予防の担い手とそれを必要とする高齢者を繋ぐ役割を担う職員を専任で1人、認推というのは認知症地域支援推進員の略で、認知症の方や家族の方への相談支援や、認知症の方が地域で生活し続けられる支援体制の構築、普及啓発などを行う職員でセンター業務と兼務で0.5人という配置になります。

ですので、センター業務専任が4人、生活支援コーディネーターが1人、センター業務と認知症地域支援推進員を兼務する、半々で仕事をしていただく職員1人といった形になります。

令和10年度以降の職員配置としましては、勝田台、阿蘇睦、大和田は変更ありません。※2の村上につきましては、後期高齢者人口が5,000人を超えたことから、市で定める運営方針に照らし合わせて、職員を1名増員します。

先に※4の高津・緑が丘の説明としまして次期契約期間内に高齢者人口が12,000人を超える見込みであることから、1人増員としています。

※3の八千代台は、現在のセンターが八千代台南に設置されていることから、そこをベースに説明させていただくと、センターが2つになった場合、東南のセンターは今よりも2名減員となり、6名配置となる形です。一方で、西北のセンターについては4名配置を想定しております。ほぼ同じ人口規模の「東南」と「西北」で配置人数に違いが生じる理由としては、生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員の配置の有無となります。

この2名に関しましては、対相談者との直接的な関わりというよりも、地域とのつなぎ、地域づくり、仕組みづくりといった業務が中心となります。そのため、八千代台という地域を考えた場合に東南、西北で分けて作っていくものではないことから、1つのセンターで八千代台全体を把握して支援していったほうが効率的と考えるものです。

今後、異なった法人が受託した場合の連携や情報共有の方法については、検討していきますが、これらの業務は、必ずしも地域包括支援センターに配置しなければいけないものではなく、他自治体においては社会福祉協議会であったり、医療機関に配置しているところもありますので、市民の方、働く職員に支障がでないように対応してまいります。

これらのセンター設置及び職員配置を行うことで、市民生活への影響なく、かつセンター職員の負荷が大きくなる体制と考えております。この事務局案につきまして、ご意見を頂戴いただきたく存じます。

○板垣会長

ただいまの事務局からの説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。

○澁江委員

八千代台を西北と東南に分けるとと思いますが、センターのSC1人と認推0.5は東南も兼ねるということでよろしいでしょうか。

○事務局（渡邊副主幹）

そうですね。八千代台圏域という形で、両方をみることになります。東南か、西北のどちらかに配置して八千代台全体をみる役割を担っていただくことを想定しています。

○佐藤（俊）委員

場合によっては別法人もありえるといった説明だったかと思いますが、果たしてうまくいくのか、他の地域で同じようなところがあるのでしょうか。また、今利用されている方からすれば、今、顔なじみになっているセンターの方から担当が変わってしまうことにどういったイメージを持っていらっしゃいますか。

○事務局（渡邊副主幹）

八千代台圏域全体をみるのは、生活支援コーディネーターといって、介護予防の担い手養成であったり、いろんな生活支援の担い手とマッチングするような役割をしたり、地域づくりとかまちづくりとかをやる役割になります。

認知症地域支援推進員も同じように地域づくりといった役割を圏域でやってもらうことになります。総合相談については、そのセンターを受託した法人の職員がやる形になるのですが、どうやったら連携できるかなどは、実際に今受託している法人にも聞いており、今のところすごく課題があるとか、絶対できないといった回答ではありませんでした。

今後、今、東南を受託している法人以外の法人が西北のセンターの委託を受ける可能性は結構あると想定しています。そうなったときにもちゃんと連携できるような仕組みを、これから、考えていきたいなというところです。今の時点で、全くできないとか、絶対うまくいきませんというような回答は難しいのですが、うまくいくように、こちらも仕組みづくり支援をしていきたいと考えております。

○佐藤（俊）委員

市民の代表なので言わせていただきますが、うまくいくようにではなく、うまくいってもらわないと困るんですね。別法人になった時に、どう引き継ぐのかなとか。また、どちらかのセンターの比重が大きくなって、もう一方がカバーしているといったこともないとはいえないので、市の視点だけでなく、事業者の方の視点も意見をお聞きしたい。

○白濱副会長

佐藤委員の意見はごもっともだと思います。別法人が受託することを想定して準備されるのがよいかと。もし同じ法人になったとしても、おそらくその準備が活かされると思うので。今まで圏域で分かれている包括同士の連携とかも、長い歴史の中でまとまっている部分があるので、そこで全く別の法人が入ってくると大幅に変わってくる可能性もあるのかなと。他自治体の事例もみていただきながら、別法人になった場合の準備をされた方がいいのではないかと私も感じたところです。

○事務局（渡邊副主幹）

事務局も別法人なることも想定した上で、動いているお話になりまして、これまでも八千代台地区については委託先が変わるといったところで、市民の方にはかなりご迷惑おかけしたところではあります。

そういったこれまでのことも踏まえまして、今、八千代台南にセンターがありますので、もし東南を引き続きやるということで、西北だけを手放すとなったときには、きちんと引き継ぎができるような体制を、とっていくようにこちらも準備していきます。

後は、圏域で兼ねるのは先ほど申しました生活支援体制のＳＣという役割と認知症地域

支援推進員の部分だけでして、他のところの一般的な相談といったものは、新しく受託した法人がやっていくものになります。ＳＣなど兼ねる部分につきましては、きちんと全域をみるために、他の法人に対してサポートできることも見据えた体制づくりを整えていきたいと考えております。

○事務局（品川主査）

今、佐藤委員からご指摘があったことに関しては、令和５年度に八千代台の法人を新たに委託した時も、引継があまりうまくいかず、現法人の負担が大きくなったことも踏まえての意見かと思っております。これまで、引継のことを想定していない契約、仕様となっておりましたが、令和７年度に委託する際の契約の中に、引継に関する項目も入れて、しっかり引継できるようにしましょうといった仕様にしております。

あとは、その際に不足していたのが、市のフォローでして、引継を法人間に任せていたところがありましたので、市が間に入って進捗状況とかを確認しながらやっていかなければいけないかなと思っております。

○佐藤委員

八千代台は従前の法人に問題があつて、引継のことも私も当時から委員なので承知しているところです。八千代市全体からいえば、八千代台が一番高齢化しているので、今後、他のセンターにも関わってくる問題でもあります。市がフォローしたら上手くいくのか、ないよりはいいのでしょうか。

実際にこの人がどんな人かといった機密情報がある中で、問題を抱えている世帯はあつて、サービスに直結する部分で、他のセンターに比べてカバーが遅くなったりしないのかなというのを懸念します。別法人になると確認してからの対応となってしまうのではないかな。法人が違つと経営方針も違うわけで、滑り出しはうまくいっても、市の負担が増えたり、八千代台だけの問題ではないのではないかと。

事業者からもしっかりヒアリングもして、八千代台は両方引き受けてくれる法人にするなど、マンパワーも保証できるほうが市民によっていいように思いますし、そういう方向性も残しておいていいのではないのでしょうか。この後の議題にも関係しますが。

○板垣会長

他にご意見、ございませんか。かなり難しいというか、市のフォローもたいへんだと思いますが、市民の方、相談したい方が一番困ってしまうので、そのへんを踏まえて、もうご意見、大丈夫ですか。

なければ、以上で協議事項１を終了いたします。事務局案について、基本的にはこれですめていただいて、しっかりみていただくといいことではないでしょうか。

（異議なし）

それでは、続きまして、協議事項2「令和10年度以降の委託に係る参加資格要件等の緩和について」事務局より説明をお願いします。

○事務局（品川主査）

令和10年度以降の委託に係る参加資格要件等の緩和について、説明させていただきます。お手元に資料2をご用意ください。

協議事項2では、次期委託の公募方法等についてになります。

まず、1点目として次期の委託にあたっては前回と同様に公募型プロポーザル方式による選定を前提に行いたいと考えております。但し、応募状況などによっては、市及び応募者側に負担がかからない形で実施できるようにしたいと考えております。

2点目としましては、今後、センターを1つ増やすことになりますが、少しでも多くの法人に関心をもっていただくため、株式会社についても応募可能とする方向で考えております。

そもそも、「プロポーザル方式」という言葉に耳馴染みのない方も多いと思いますので簡単に説明しますと、提案書やプレゼンテーションを通して、価格だけではなく、提案内容や事業者の実績などを総合的に評価して委託先を決める方式です。それを公募することで、幅広い事業者の参入が期待できるものです。

当市では平成18年度から令和3年度まで全ての委託包括において一者随意契約という形で、センターごとに各法人と契約を結んでいました。この一者随意契約とは、業務の専門性などから他の事業者が担うことが難しい場合に、市が指名した特定の事業者との協議により契約を行うものです。

平成18年度に地域包括支援センターが設置された際は、当時の介護保険法で委託先の要件が今よりも狭いものとなっており、要件に該当する法人が5か所しかなかったため、それらの法人と1者随意契約を結び、それが令和4年度まで続いていたものです。令和4年度にそれまで直営で実施しておりました大和田地域包括支援センターの委託を検討するにあたり、当時のこのセンター運営にて協議もさせていただいたうえで、初めてプロポーザル方式を採用しました。また、八千代台圏域におきましては、当時の運営法人において職員が充足しない状況が長期間にわたって生じていたことから、その際もプロポーザル方式で行なっております。

この2包括のプロポーザルにおいては合計5法人が応募したことから、1者随意契約により、新たな事業者の参画機会を排除することは公平性を損ねるため、現契約においては全圏域において、プロポーザル方式を採用したものです。ただ、その際には、新たな事業者からの応募がない状況でございました。

また、地域包括支援センターの運営にあたっては、業務の継続性であったり、地域との繋がりといった部分も重要であることから、その部分を完全に排除することは適切ではないと考えており、それらのバランスも計ったうえで、実施する方法を検討したいと考えており

ます。

資料裏面になりますが、その一案としてになりますが、千葉市が採用している選定方法として、公募型プロポーザル方式で実施するものの、既存の受託法人が同じ圏域を応募し、他に競合する法人がなかった場合に、審査を省力するといったものです。当市のプロポーザル実施に関するガイドラインにおいても、選定委員会が認める場合には、プレゼンテーションやヒアリングを省略できることとなっております。競合があった場合には通常どおり、プレゼンテーションやヒアリングを実施して選定することとなります。この案に対して、ご意見を頂戴したいのが1点目になります。

もう1点目が、応募法人の要件緩和についてになります。前回のプロポーザルを実施した際には、この資料に記載しているとおり、社会福祉法人や医療法人、公益法人等を参加要件としており、株式会社は参加できない要件としております。もともと、介護保険法施行規則にこの地域包括支援センターを委託できるものが明確に示されていて、その条文の中の「その他市町村が適当と認めるもの」を除いて、要件にしたものとなっています。

つまり、「株式会社」の応募を認める場合には、市で「適当と認めるもの」に該当するのかを審議する必要があることや、株式会社という形態により利益がない場合に早期撤退される可能性が他法人よりも高いと想定されることなども含めて、検討する必要があるかと。今回、千葉県内の地域包括支援センターの委託先を確認したところ、株式会社に委託されているセンターは7法人、9センターでした。ここでは個別の会社名は伏せますが、医薬品や介護サービス等を既に取り扱っている会社や、グループ法人として社会福祉法人や医療法人を運営していて介護保険事業の実績がある会社などでございました。

事務局としましては、法人の種類を問わず、この資料にも記載されている介護保険法に基づく指定又は許可を受けて事業所を運営している法人や地域包括支援センターを受託している法人などについては、応募できる仕様としたいというものです。

これらの事務局案について、ご意見を頂戴いただきたく存じます。

○板垣会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。佐藤委員も、このプロポーザルの委員もやられていましたし、ご意見いかがですか。

○佐藤（俊）委員

プロポーザルの委員もやらせていただきましたが、法人でプレゼンテーションに時間をかけて準備をされているところも多く、その前の提出書類も、当日の発表も負担が大きいかなと思います。ただ、それをやらないのであれば、一者随意契約となりが違うのかなと思います。法人で、センターの事業を発表するような場面が少ないのであれば、それを自分たち

で見直すいい機会だと私は思っていました。厳しい言い方をすれば、その余力がないぐらいのところであれば、逆に受けなくてもいいのではないかと思います。

内容的に市民に公開しないものであっても、市が内容を受け取って選定するプロセスが大切であって、それを省略して簡略化すると、事業者側の負担を減らす意味では非常に大事だと思いますが、意義があってプロポーザルという方式にしているのであれば、それを省略するのはよくないのではないかと委員をやった立場として強く思います。委員の皆さんがやらなくてもいいというのであれば、仕方ありませんが、ある程度、市民にとって開かれるのであればやったほうがいいと思います。

内容がこみいっていなくても、法人として事業の見直しをすることに活用していただく方向性もあると思うので、法人の負担だからやめるというのではなく、簡略化はまだしもなくすのは、どうかなと率直に思っております。

○板垣会長

他にございませんでしょうか。事務局から付け加えることなど。

○事務局（品川主査）

応募要件の部分を含めてになりますが、市民の利便性といったところが一番重要ということは重々承知しているところではあります。

一方で、ご存じのとおり、福祉業界全体でかなり人手不足というようなところがございます。実際に3、4年前に比べて人がいないという状況になっておりまして、佐藤委員がおっしゃるように余力のあるところがあれば、私たちも期待したいところですが、そもそも人的に余力のある法人がほとんどなくなってきている状況がございます。法人からは金銭的な部分というよりも、人的な体制を整える余力が厳しくなっていると同っております。

近隣市においては、今まで受託していたところが降りてしまうといったところも出てきております。千葉市では地域包括支援センターの委託業務において先日プロポーザルを実施しましたが、ある圏域ではどこからも申し込みがなくて2次募集をかけているという状況です。

市民にサービスを還元できるような体制を整えつつも、法人の負担も考えないと応募がないのではないかとということも事務局としては懸念しております。

○佐藤（俊）委員

プロポーザルの応募が負担なので簡略したいと。今は全体として人手不足で全ての業務がたいへんだということとプロポーザルのたいへんさを同列で話をされていると思います。他市で応募がないというのは事実でしょうが、地域の事情もありますので、これだけの資料で判断するのは難しいのかなと思います。

プロポーザルの意義がなんだったのかという論点がないまま、話し合いをすすめられて

いいのでしょうか。

プロポーザルを中立性、公正性を保つために実施したのであれば、法人がたいへんだからという理由でなくすのは、問題点はそこではないように思います。法人はプロポーザルだけでなく全部がたいへんなわけで、プロポーザルがなければ法人全体の負担が減るというわけではなく、人員をいかに確保していくかということが本当の論点ではないでしょうか。

公平性をなにごとで担保するのかというのはお示しいただいていないと思うので、お答えいただきたい。

事務局（渡邊副主幹）

プロポーザルという方式をとらないというわけではなく、プロポーザルという形で公募したけれども、1者しか応募がなく、今の受託法人というところでありましたら、そのあとのヒアリングやプレゼンを少し簡略化できるような、プロポーザルの方法の部分を簡略化できないか考えているところでもあります。

プロポーザルを全くやらないということではなく、あくまでも公募はすると。ただ、その事業を見直すきっかけになるのではないかというご指摘もあったかと思いますので、また別の方法でといいますか、既に実績があるのであればその実績をどういうふうに出していいのかというところも、その事業を見直す1つだとは思いますが。

プレゼンとなりますと資料作成など、なかなか普段の業務にないところもありますので、現在の仕事をしながらとなると少し負担が大きいのではないかなと、我々も考えたところではあります。何らかの形で現在やっていることの実績を示していただいた上で、プレゼンという方法を取らなくても、何か審査できる方法を考えていきたいというのが事務局案になります。

全く何も出させないとか、どこも競争相手がいないから、今の法人とそのまま契約しようという話ではなく、まず応募はしてもらい、相手がいなかった場合には千葉市なんかも別の方法を取られているというふうに聞いているので、競合がいなかった場合には少し簡略化したいという話になります。

○澁江委員

今の話ですと、競争相手がいないことが前提になっていて簡略化することになってしまふ。現状ないわけで、そう聞こえるのですが。

○事務局（渡邊副主幹）

全くいないかは蓋をあけてみないとわからないところではあるのですが、新たに手を挙げる法人がいらないのではないかというの、近隣市の状況からみていて感じているところです。全く、他に手が挙がらないからよくないのかというと、今までの実績をふまえて審査をしていきたいと考えています。

現状、数年前と違うところが、他市の状況をみましても、このセンター業務に対して、積極的にやりたいという法人が実態として減ってきているところです。やってみないとわからないところではあるため、プロポーザル方式をとらないわけではないのですが、近隣市の状況をみると、競争するという意欲、熱意のある法人は減ってきてしまっているという状況を踏まえて、我々も対応していかなければいけないと考えています。

一番怖いのは、どこからも応募がないということでして、これは市民が直接相談する先がなくなってしまう事態となってしまうため、そこを防ぐことも併せて考えていきたいと思っています。

○澁江委員

少し話がずれますが、高齢化がすすんで、高齢者が増えていく中で、予防介護が重要になってくると思います。市の方で、自治会などとも連携して、健康に過ごせるようにすすめていった方がいい。自分は参加していませんが、例えば、散歩しながらごみを拾うなど、そういったことに力を入れていく必要もあるのかなと思います。

○板垣会長

この件について、他にご意見ありますが、事業者の皆さん、どうでしょうか。今回、株式会社を入れるということですが、どうでしょうか。

○佐藤（俊）委員

数年前にプロポーザルをやった時には、市民に開かれた方法といわれていていました。ただ、1地域に1者しか応募なくて、競争が働かないので、逆にプロポーザルにする意味があるのかなと。3年とか5年とかしっかり運営している法人は1者随意契約でやる方が困らないのではないかと思います。

以前も株式会社を入れるかの議論もありましたが、今聞いている限りだと、プロポーザルをする必要性があるのかなと。市のほうで決まっていることなのでとりあえずプロポーザルとなっていますが、契約期間ですごい苦情があるとか運営に問題があるとか粉飾決算しているとかなければ、契約を更新できるとしたほうがすっきりしている気がします。

そういった議論がないまま、形式的にプロポーザルをやる、ただ応募はないのは困ると思ったところだと思います。

以前、プロポーザルでやるとなったときに、市の他の事業でもプロポーザルに変わっているから、この事業もそうしますといった時に、この委員でも「それはどうなんですか」といった意見も出ていたと記憶しています。

そうすると、やはりプロポーザルに馴染む業種と馴染まない業種がそもそもあったのに、流れでプロポーザルになっていったとするのであれば、そこを受けて軌道修正をするなりして、法人が心配なく業務にあたれるのも市民にとってメリットと市が判断してくれば

いいのではないのでしょうか。今の話を聞いている限り、このプロポーザルにこだわる必要性はないように思います。

そのうえで、契約履行上に問題のある法人は排除する仕組みというのはしっかりしておかなければいけないにしても、最終的に利用する市民に、適切にサービスを提供してもらえるとといったことに目線がいったほうがいいのではないかと思います。

○事務局（渡邊副主幹）

確かに地域包括支援センターの委託業務がプロポーザルに適したものなのかというのも、市の契約担当課と調整したうえで、現在受託している法人に関してはある程度実績があることですか、市民への負荷、法人が変わることによる負担が大きいというのはこれまでの委託の中で把握しているところです。佐藤委員がおっしゃられたように、市民に不利益がないようにと考えた時、契約方法に関してプロポーザルではなく、実績を踏まえた契約にしたほうがいいのではないかという意見が出たことも踏まえて契約課とは調整していきたいところです。

この協議会の中で、今、プロポーザルでやるとか、もう一度随意契約でやるとかの結論は出ないかも知れませんが、このようなご意見を踏まえて調整したいと思います。

○板垣会長

最初は直営から大和田を委託して、その後、八千代台をやったということでしたよね。

○事務局（渡邊副主幹）

そうですね。新しいところはやはり公募しないと、どこも手を挙げてもらえないので、プロポーザルをせざるを得ないかなというところはあろうかと思います。

それ以外のところに関しては、これまでの実績を加味した選定方法、契約方法を事務局で少し調整させていただいて構わないということであれば、ご意見を踏まえて可能かと思います。

（渡部委員，所用により退席）

○板垣会長

皆さん、どうでしょうか。

○白濱副会長

包括の担い手の法人が少ないことも全国的に出ていますが、法人の収益性がどうなっているのかといったところとか、実際に求人を出したら人がくるのかどうかとかも気になっています。6月のケアマネジャーの痛ましい事件もある中で、ケアマネの離職の話も出てい

て、断らない支援をしている地域包括支援センターも担い手の問題も出ています。社会福祉士を養成する大学の学生の話などを聞くと、社会福祉士の試験は受けるけど、地域包括支援センターでは絶対働かないという学生も多いと聞いています。今後、どうなっていくかという部分で、職員を増やすといったところで、その人を集めるところに対して、市としてはどのように取り組んでいくのか、行政としてどういう支援をするのかと。

市として受託法人が増えるような取り組みをしていくのかなど考えないといけないのではないかと。他市での応募がないからといって、八千代市では違うことができれば、また結果は違うかもしれないと思ったところです。

○事務局（渡邊副主幹）

地域包括支援センターの業務自体、プラン作成を除いて、収益があがる業務ではないのですが、委託料の中で賄いきれていないという現状があります。その理由として、人件費になるのですが、物価高騰も含めていろいろなコストが上がる中で、やはり人がなかなかいない状況があります。そういったところでは、人材紹介会社を活用して人を集めると、プラスアルファで費用がかさむ状況があると聞いております。なかなか人材紹介ありきで委託料を精算することは難しいのですが、全体的なコストが上がっている中で、それらを踏まえた委託料を見積もることを検討しています。地域包括を受託して運営がマイナスにならないような金銭的な手立ては考えていきたいと思えます。

ただ、その人材として包括支援センターでの勤務を希望しないというあたりをどうしていくか、仕事の魅力を伝えていくかになるかもしれませんが、学生の受け入れなどによってやりがいなどを伝えていくのかなど考えていきたいと思えます。すぐに効果がでるような答えではありませんが。

○白濱副会長

介護サービス事業者協議会において、今年度もジョブフェスを行う予定で動いておりますので、地域包括の魅力発信みたいなものもできればと思いますので、今後とも、後極ご協力をお願いします。

○安藤委員

参加要件に株式会社を加えるとあるのですが、参加要件としている市町村がどれくらいあるのかわかれば教えてください。

○事務局（渡邊副主幹）

すみません。実際に要件としている市町村がどれだけあるのかまでは調べられていませんが、県内では7法人9か所というところで、株式会社であっても、介護事業等の実績のあるところと把握しています。他に応募要件にしていって選ばれていないといったところもある

るかと思います。

○安藤委員

入れるのは決定なのですか。訪問看護をやっている中で、株式会社で問題なところもあるので。

○板垣会長

各事業所、法人においても、人材に苦慮しているところだと思います。その他、意見はどうですか。

○事務局（渡邊副主幹）

今、安藤委員から株式会社を入れることについてのご指摘がありましたが、他の委員の皆様のご意見なども伺えたら、ありがたいかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○澁江委員

株式会社を入れることについて、どこの自治体がどういう株式会社がやっているのかをお答えにならなかったが、どういうところがやっていて、どういう問題があるのか、改善したのかなど自治体間で確認するのは非常に重要だと思います。それが明確にならないところの議論も進められないです。

○事務局（渡邊副主幹）

実際に受託している株式会社というのは、介護事業の実績があったりとか、介護医療の分野で実績がある事業所になっています。ですので、そういった要件をつけて、株式会社を参入させるという方法はあろうかとは思いますが。

そのあたりで、全く実績がない事業所にお任せするのはどうなのだろうかということで確認して、実際に他市で実績があるところは、介護事業等をやっている株式会社でした。そこまではお伝えできます。

○佐藤（俊）委員

株式会社の参入ということはプロポーザルを維持するということで、既存の受託法人が降りた時に参入要件として、介護保険事業に実績のある事業者なら要件を満たしているという方向性でのお考えなのでしょうかね。介護予防の株式会社も、市内や他の地域でも、まあありますよね。そういう規模とかわからない中で、どういう事業者がどういう地域で何年くらい運営しているかのデータがないと、どうですかと聞かれても資料がないので答えようがない。八千代台の新規のセンターからと思いますが、情報をくださいという気がします。

○事務局（渡邊副主幹）

市民委員の２人からは、株式会社の良し悪しを決めるには材料が少ないという意見と、事業者側としては株式会社との日頃の関わりの中で心配事があったりするという意見だったかと思います。

○中村委員

今、調べてみたところ、全国の地域包括支援センター約 5400 のうち、株式会社は 2 % ですので、かなり稀かなと思います。公益性を考えた時に、医療機関では株式会社は認められていません。地域包括支援センターの役割も公的なものに近いと思うので、株式会社が担うのは少し違和感があります。

私は決定事項かと思っていたのですが、議論の余地があるのであれば、どうして必要なのか、入れないとどうなるのかを話せるといいかと思います。

○事務局（渡邊副主幹）

そうしましたら、今日、いろんなご意見いただきまして、実際にプロポーザルとなるのはもう少し先のお話にもなります。いただいたご意見を踏まえまして、事務局でも、いろんな情報を収集した上でまたお諮りできればと思います。これで決定ということではなく 1 度保留という形にさせていただけたらなと思います。

○板垣会長

一応、協議事項については、今ご意見いただきましたので、改めてもう一度、手法もよく検討して、また再度出していただくということで、よろしいでしょうか。

（異議なし）

続きまして、協議事項 3 「地域包括支援センターの開所時間等の変更について」、事務局より説明をお願いします。

○事務局（品川主査）

協議事項 3 地域包括支援センターの開所時間等の変更について説明させていただきます。お手元に資料 3 をご用意ください。

協議事項 3 では、地域包括支援センターの開所時間等の変更に関する提案となります。まず 1 点目は、センターの窓口受付時間の関すること、2 点目が土日祝日の開所に関することとなります。

ご存じの委員の方もいらっしゃると思いますが、市役所では今年の 8 月から試行的に窓口受付時間を 9 時から 16 時 30 分に変更することとなっております。職員の勤務時間は変わらず、電話対応する時間にも変わりはありません。12 月末まで試行したうえで、1 月か

ら本格実施となる見込です。

今よりも前後30分、窓口が開いている時間を短縮することで、その時間を使って、打ち合わせやケース会議、情報共有、書類や記録等の事務処理、文書・データ作成などの創作系業務などを行うこととされています。

現状として、就業間際に来られた方の相談対応をする場合、少なくとも数十分は対応に時間がかかるものであり、時間外勤務が前提となっていることや、窓口対応しながらでは途中で手を止めることで非効率になっている状況があり、それらの改善を図る試みとなっています。

なお、緊急性のある事案については、これまでどおり対応していきます。

また、この資料3では地域包括支援センターでも窓口対応件数をカウントしてみると記載してありますが、実際に先週1週間、地域包括支援センターでどの時間帯に窓口対応をしたのかを調査しました。

その結果が本日机上配付させていただいた資料③-2のグラフがついている資料になります。これは全センター全体の数字で、センターによって多少の差はありますが、ほぼ同じ傾向でした。全体としては市同様に窓口に来られた方の9割以上が9時から16時半に集中しております。

また、~~です~~センターとしても、始業準備や記録等の時間ができるということから開所時間が短くなることに関して、概ね前向きな意見をいただいております。

一方で、時間を過ぎてから来所された方にも対しても個別対応はしていかなければいけないという認識も持っていただいているところでございます。

これらの状況から、市の窓口受付時間に合わせて、地域包括支援センターにおいても、早ければ令和9年度からセンターの開所時間を短くすることを検討させていただきたいとの提案となります。市民への影響もあることから、それらも踏まえて意見をいただければと思います。

もうひとつの事務局提案が、センターの土日祝日開所についてになります。こちらは今の委託契約に含まれていないため、変更する場合でも令和10年度の次期契約からの内容となります。

現在、当市のセンターでは平日のみ開所していますが、県内の自治体では13の市と町が土曜、日曜、祝日等のいずれか開所しています。自治体によって、毎週土日のいずれか1日開所しているところ、予約制で開所しているところ、平日のみ開所しているところがあります。中には、その代わりに平日に閉所する日を作っているところもあります。

当市においても、数が多いわけではありませんが、主に就労しているご家族の方などからの平日以外にも相談したいとの要望があつたりしますし、市民の利便性を考えると、開所の必要性を感じているところです。

一方で、新たに土日を開所することとなるとセンター職員の負担が大きくなること、土日に出勤した職員の代休などで平日の体制が手薄になることなどの懸念があります。また、一

度に大きく開所日数を広げてしまうと、もしあまり需要がなかった時には減らすのもまた大変になってしまうといったことが考えられます。

現在、市の福祉分野の窓口・部署では休日の相談対応は緊急時以外行なっていませんが、市では戸籍住民課で手続き等のための休日開庁を月1回半日、国保年金課では納付相談を同様に月1回半日実施しております。事務局では、これらを目安に、月1日、相談対応をする日を設ける方向で検討していければと考えております。これらの事務局案について、ご意見を頂きたく存じます。

○佐藤（俊）委員

利用したことがないのでよくわからないのですが、窓口に来る人はアポなしでくるケースと事前に電話で相談してから来るケースがあるかと思うのですが、アポなしの人の場合は開所時間が短くなるので影響はあると思うのですが。

おそらく、アポなしの人は多くないのではないと思うのですが、いかがですか。

○事務局（渡邊副主幹）

その辺に関して、割合として特に出したわけではないのですが一定数はいるかと思えます。電話してから来る方もいますし、突然来られる方もいらっしゃいます。ただ、朝一とか、夕方ぎりぎりというところはあんまりないかなという印象です。

平日とかに時間を決めてアポを取ってこられる方が多いのかなとは思いますが、アポなしが全くないわけではないことと、あとは近くで何かが起きていたときに、近所の方から心配なことが起きているから来てほしいといった形で呼ばれたりとか、緊急的な対応というのは、あると聞いています。また、アポなしで来られる場合は、日中の時間帯が多いと聞いております。

○佐藤（俊）委員

アポなしで来られる方は、緊急性があってくるのか、或いは、なんとなく近くを通ったからくるのかによっても違うと思います。また、電話で何時だったら行けるからちょっと寄るというような対応するようなケースの方が多いのかなと。

基本的には私はこの事務局提案でいいと思っているのです。

それより、地域包括が人手不足という中で、わざわざ休みの日にセンターを開けるよりは、認知症カフェであったり、地域とつなぐような活動してもらったほうがいいのではないかなと。状況がひどくなる手前で包括に繋いでもらって、みんなの負担がぐっと下がるような取り組みをした方が、包括支援センターを休日に開ける比重よりいい気がします。

そういったことに予算をつけるとか、高齢者でも集まりやすいところで、ちょっとした話ができ、それだったら、包括の〇〇さんがいろいろ相談乗ってくれるみたいなほうが、市民のハードルが下がるのではないかな。

大事になってから包括に繋がるとか、病院から連絡が来て繋がるというより、馴染みやすいので、先ほど澁江委員がおっしゃった通りに自治体として丸ごと全体で考えたほうがいいと思うのですが。この協議会で話すべきことではないのかもしれないのですが。

私は別に休みの日までやんなくてもいいじゃないのかなって思った次第です。なにか、市のほうに電話が繋がって、あなたの住んでいるところには〇〇包括があるので連絡してきますとかそういう対応でも十分できるのかなと。

毎週やっているのではなく、例えば第2日曜日だけ開いているというのは、市役所とは違って用事も違うので、その日をピンポイントでいくというのはどうなのでしょう。私は利用していないので、その肌感がわからないので。

○中村委員

確かに包括はすごく大変なので、土日は開けなくてもいいという気がしつつも、ただ、高齢者のご本人は八千代市に住んでいて、ご家族が遠方にいらっしゃって平日は仕事をしている場合は、日曜日などに開いているとすごくありがたいかなと思います。

親の住んでいる近くの包括に顔を出すチャンスが月に1回ぐらいでもあったら、ありがたい人はそれなりにいるのではないかと。土日開いているメリットはそこにあるのかな。

あと、平日の予防的なところは地域包括が全部担うわけではなく、包括が先頭にたって、その地域の団体などと協力しながらやるので、包括だけが頑張ることではないかなと思います。

○板垣会長

その他ご意見等ございますか。

○佐藤（俊）委員

休日対応とかは少し関係ないことになりますが、白濱委員がおっしゃったように、なり手が減ってきて負担が大きいと思う。人対人のコミュニケーション能力も求められると思いますし、困難な状況を抱えられている方の相談を受けるストレスともあると思います。

今、私の職場でもAI活用しようとなっていて、事務作業を極力減らす方向性があるのです。市でも地域包括共通のサイトに日々いろんな情報があがるとか、日報みたいなのを文字に起こす必要性がなくなるとかなど。

人件費は国の規定があって、なかなか難しいところと思うのですが、そういう周辺の整備というのがあると他の市の違いが出て、八千代市の包括の負担は軽いよねというような方向性にいくとしたら、負担も軽くなって、それで空いた時間を本来自分がやりたい仕事に打ち込めるような環境整備をする支援があったほうがいいのかなと。

全体を通して、プロポーザルも人手不足だし、全部そこに問題の根底があるのだとしたらその負担を、どういうふうに緩和するかというところの支援策があるとよい。今回の協議と

は関係ないのですが、ぜひ、そういう視点も入れて、予算を組んでいただきたい。

いくらかかるかわかんないですけど、例えば八千代台が2つに分かれたとしても、情報が共有できる仕組みがあって運用ができるということであれば、それも1つの方向なのかなと全体を通して思いました。

また、休日開所の件は、よくわかりました。事業者の肌感で、しっかりとやっていただければいいかなと思いました。いろいろ申し上げます。

○板垣会長

その他ご意見等ございますか。

○中村委員

今のAIを使ったりといったことについて、個人情報保護の観点で役所のほうもすごくたいへんそうなんですよね。そこの何かを変えないと、なかなか進まないのかなと。電子化の波がある中で、市内の利用者の方の情報共有みたいな。ただ、介護情報基盤が始まると変わるのかなと。そういう問題ですすんでいない部分もありますよね。

○事務局（渡邊副主幹）

そうですね。中村委員がおっしゃったとおり、地域包括支援センターで使っている相談記録のシステムというのは、市から貸与という形でお渡ししているものになります。情報を外部と完全に遮断しているシステムですので、横のやりとり、包括同士のやりとりも難しいシステムになっています。

そこをクリアできないと、外付けでなにかをする、その記録にAIを使うということもなかなか難しい。記録を書くことが一番、地域包括支援センターの職員の負担になっているということも把握はしているので、そこを何とかしてあげたいのですが、そこには、まだ手がつけられない状況というのはございます。

ただ、それ以外のところで、ICTを使えることがあれば、どんどん導入していくための費用を今後の委託料の中に取り込んで、10年度以降の体制を整えていこうと考えております。

○板垣会長

その他ございますか。もし質問がなければ、以上で協議事項3を終了いたします。この協議事項については、ご了承ということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。これで予定していた議題に関する協議を終了になりますが、最後にその他で事務局からあれば、お願いいたします。

○事務局（渡邊副主幹）

皆様大変たくさんのご意見ありがとうございました。

本協議会の今後の会議開催等についてです。今回の会議録につきまして7月下旬を目途にお送りさせていただきます。

また、今回いただいた意見をもとに、今後のセンターの設置等について第10期介護保険事業計画に反映させるとともに、令和10年度以降の地域包括支援センター委託に係る仕様を固めていきたいと思います。

もし、センター設置の方針等に大幅な変更が生じた場合には、板垣会長に相談のうえ、文書等にて委員の皆様にはご意見をいただきたいと考えておりますので、ご了解いただければと思います。

今後、介護保険事業運営協議会という協議会の中で、センター設置についても、お伝えしていくこととなります。あまりないかなと思いますが、その中で何か意見が出て、大幅に今回出た意見を変えなければいけないというような事態があった場合には、書面等の形で委員の皆様に変更のご意見をいただきたいと考えておりますので、ご了解いただければと思います。

次回、お集まりいただく協議会につきましては、第10期介護保険事業計画の大枠が固まり、予算等の見通しがたった後の令和9年2月もしくは3月頃に、地域包括支援センターの事業評価の報告も含め、実施したいと考えておりますので、ご承知おきください。事務局からは以上となります。

○板垣会長

これをもちまして令和8年度第1回八千代市地域包括支援センター運営協議会を閉会いたします。

長時間にわたり、ご協力を賜りありがとうございました。